

右件歌者御船以綱手。沂江遊宴之日作也。傳誦之人田邊史福麻呂是也。

〔古今和歌集東歌二十〕みちのくはいづくはあれどまほがまのうらこぐ船のつなでかなしも

〔王左日記〕二月五年承平朔日朝の間あめふり午の時ばかりにやみぬれば和泉の灘といふ所より

出てこぎゆく略○中 けふははこの浦といふ所より綱手ひきてゆく。

〔吾妻鏡十五〕建久六年五月廿日甲辰卯刻參天王寺給源頼朝宛御家人等召疋夫爲被引御船綱手也。

〔太平記十八〕金崎城落事

氣比大宮司太郎ハ元來力人ニ勝テ水練ノ達者ナリケレバ春宮後醍醐皇太子尊良ヲ小舟ニ乘進セテ

櫓カイモ無レ共綱手ヲ己ガ横手綱ニ結付海上三十餘町ヲ游テ蕪木ノ浦ヘヅ著進セケル、

〔倭名類聚抄舟十一〕綱 考聲切韻云綱藍淡反又音濫維舟索也。

〔箋注倭名類聚抄舟三〕按度毛豆奈舳繩之義

〔類聚名義抄糸六〕綱トモツナ タツナ

〔伊呂波字類抄止雜物〕綱トモツナ

〔續日本紀三十五〕寶龜九年十一月壬子遣唐第四船來泊薩摩國甌島郡其判官海上真人三狩等漂

著耽羅島被島人略留但錄事韓國連源等陰謀解綱而去率遺衆四十餘人來歸、

〔後拾遺和歌集八〕つくしよりのぼりてのち良勢法しのもとにつかはしける略○中

返し 良勢法師

なごりある命と思はゞともづなのまたもやくると待たましものを

〔倭名類聚抄舟十一〕碇 四聲字苑云海中以石駐舟曰碇丁定反字亦作

〔箋注倭名類聚抄舟三〕按古人舳舟皆用石故碇碇字從石後人用鐵造有四爪名曰鐵猫或曰錨所以駐舟則同而其狀大異、